

令和3年2月12日

文化庁文化部長 柳澤 好治 様

認定特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構(コンボ)
272-0031 千葉県市川市平田3-5-1 トリックスビル2F
TEL 047-320-3870/FAX 047-320-3871

代表理事 宇田川 健
共同代表理事 増川 信浩
共同代表理事 佐々木 理恵
理事 矢部 滋也
理事 加藤 伸輔
理事 小阪 和誠

「碍」の字を常用漢字に追加することに関する再度の要望書

平素は、国語の改善及びその普及に対してご尽力されていることに、厚く感謝申し上げます。

認定 NPO 法人 地域精神保健福祉機構（以下＝コンボ）は、2007 年の創立以来、精神障害のある人たちに
対する正しい知識の普及、差別や偏見をなくすための活動などに取り組んでまいりました。

そうした活動の一環として、「精神障害」という表記も可能になるよう、平成 30 年 7 月 17 日に『「碍」の
字を常用漢字に追加することに関する要望書』を提出いたしました。この度、改めて「碍」の字を常用漢字
に追加することを強く要望いたします。

コンボの理事には、精神障害・精神疾患をもつ当事者が多く含まれています。また、コンボの代表及び共
同代表理事は、5 人中 4 人が当事者です。この要望書は、その当事者の連名で作成したものです。したがいま
して、以下は当事者からの要望とお考え下さると幸いです。

まず、私たち当事者にとって、「障害者」という表記は非常に重い響きがあります。「害」の字が含まれて
いることの問題性は、これまで多くの方々指摘しているとおりで。またそれに加えて、私たち精神疾患
のある者にとっては、歴史的な問題もあります。

私達の先輩は、自分たちの呼ばれ方を自分たちで決め、「当事者」と呼ばれようと決めた経緯があります。
思考は言葉で形成されます。障害者という表記が障碍者となるように、碍の字も自由に使える世の中になる
ことを望みます。

現在、精神疾患のある人たちの目指す方向性として、「リカバリー」という考え方が一般的になりつつあり
ます。「リカバリー」という考え方は国の施策にも大きな影響を与えています。「リカバリー」はこれまでの「管
理的な処遇」とまったく反対の考え方であり、この時代の流れからも、精神疾患のある人たちの表す言葉と
しての「精神障害者」という表記に時代の趨勢からの隔たりを感じます。なぜなら、「害」の字の含まれる「障
害者」からは、私たちが管理されるべき対象であるかのようなニュアンスが強く感じられるからです。

現在、「碍」の字の読み方や意味も一般的に広く知られているわけではありません。今後「碍」が常用漢字
に追加されることで、その読み方や意味が広く知られていくと考えます。

私たちは、「障害」という表記が時代の流れの中で、「障碍」へと変わることを望みます。そして、「障碍」
の表記が広く可能になるよう再度下記について要望いたします。

記

1. 「碍」の文字を常用漢字に追加してください。

以上、要望いたします。